

## 日本自閉症スペクトラム学会 研究大会発表抄録の採択にかかわる規則

1. 日本自閉症スペクトラム学会研究大会（以下、大会という）における発表の採択・不採択は、発表希望者が提出した発表抄録原稿に基づいて、大会研究発表査読委員会が決定し、学会事務局より本人に通知する。

2. 次の場合のいずれかに該当する発表は不採択とし、本人に理由を添えて通知する。

- (1) 提出された発表抄録が、当該の大会実行委員会が求める形式を著しく逸脱しているとき。
- (2) 発表内容について、記載されているデータと結論が明らかに矛盾しているとき。
- (3) 個人が特定されるようなケース情報が、対象者本人あるいは家族等の了承を得た旨の記述が無いにもかかわらず、記載されているとき。
- (4) 差別的表現等の社会倫理的に問題な表現が含まれているとき。
- (5) とくに、本学会は当事者家族などの会員も少なくないため、エビデンスに基づかない病因論や治療法の発表は会員および学会外に過度の期待や無用の混乱を招く可能性がある。ゆえに、十分な根拠に基づかない病因論の展開や治療法の発表がなされているとき。
- (6) その他、重大な事実誤認や倫理上の問題があるとき。

3. 発表が不採択になったことに対して不服があるときは、通知から三日以内に、不服理由の説明書とともに、本人が大会実行委員会に申し立てを行う。

4. 不服申し立てがあったときは、学会長が指名する委員によって構成される再審査委員会が、不採択の妥当性について一週間以内に再審査を行う。

再審査の結果、不採択が適当ではないと判断されたときには、学会長名で大会研究発表査読委員会に対して発表を認めるよう勧告を行い、学会事務局よりその旨を本人に通知する。

再審査委員会が大会研究発表査読委員会の判断通りに不採択が適当であると判断した場合は、学会事務局よりその旨を本人に通知する。

5. 発表抄録が不採択になったことに伴い発表筆頭者あるいは連名発表者が学会参加を取り止める場合は、納入済みの参加費等は返却する。

<付則>

この規則の改廃は、常任理事会の決定によって行う。

制定日 2016年7月9日  
施行日 2016年4月1日